

総 説

フランスの社会保障概念史 —社会的包摂と排除の系譜—

History of social security concept in France
Basic ideas of social inclusion and exclusion in a historical perspective

丸岡 利則

要約： 貧困問題や不平等などの社会問題に対応する社会保障制度を支える「理念」は、「言葉」で表現されてきたが、この場合に言葉とは「概念」のことを示し、またその言葉（概念）が政策技法そのものであり、また同時に問題状況を示すものでもある。言い換えると、理念は、象徴的にはキーワードとして、また言葉（概念）として独立して、貧困問題や不平等などの社会問題を分析する視座、視点として提示される一方で、それ以外では、社会問題にアプローチするための新しいロジックとして示されることもある。

本稿は、フランスの社会保障概念について「社会的包摂と排除」との相互関係として捉えなおし、「包摂論」を中心にその対概念の「排除論」も射程に入れながら、それを基盤にして貧困などの社会問題を捉える社会保障概念の系譜を概観することにある。

Key Words： 概念史、社会的包摂、排除、連帯、参入

はじめに

貧困問題や不平等などの社会問題に対応する社会保障制度を支える「理念」(idée) は、「言葉」(mot) で表現されてきた。この場合「言葉」とは「概念」であり、同時に言葉（概念）が政策技法そのものであり、また同時に問題状況を示すものでもある。

そして理念は、言葉（概念）として独立して、貧困問題や不平等などの社会問題を分析する視座、視点として提示される一方で、それ以外では、「社会問題にアプローチするための新しいロジック」として示されることもある。さらにこのような概念は、現実的に社会政策との関連をもつために、現場で援用されることによる弊害を露呈することもある。つまり研究と実際の現場との乖離が矛盾となって政策方針を混乱させていることにもなるだろう（深井 2008：79）。

本稿では、フランスの社会保障の概念史を以下の観点から概観する。

1つは、「思想 (pense)」ではなく、「概念 (idée)」をめぐる「概念史」⁽¹⁾ として1つの通時史を示すこと

にある。つまりフランスの社会保障を支える概念を「包摂と排除」との相互関係で捉えながら、その系譜を「概念史 (histoire d' une idée)」として概観することに中心が置かれる (M. C. Blais 2007)。

2つには、フランスの貧困をめぐる社会問題を時代区分するとき、その区分の根拠となる分節化の作業のなかに、近代の「意味」の再認識を含め、フランスが独自に展開してきた変遷を社会的包摂 (inclusion sociale) と排除 (exclusion sociale) との関連から概観するものである (Bhalla & Lapeyre 2004)。

1. 概念史と学説史

貧困をめぐる社会問題をとらえる概念は、時代によって異なる。フランスでは、社会保障を支える理念を「連帯」と「参入」という概念で独自の政策と制度を形成してきた。フランスの社会的包摂 (inclusion sociale) と排除 (exclusion sociale) の概念について、例えば S. Paugam は、特に「排除はむしろ概念—地平 (concept-horizon) として理解されるべきであり、そこには社会全体の問題が濃縮されて表現されていると同時に、それ自体が社会科学の道具を使って分析されるべき対象ともなるのである」と概念について興味深い意見を述べている

(S. Paugam dir. 1996 : 566).

したがってこの意味では、「社会的排除」の特徴や定義について整理しない。「理論家によって綿密にねられた社会科学の概念ではない」(中村 2007 : 50) ことや、また概念も曖昧で定義も定まっていないことに関して多くの批判⁽²⁾もあるので、「概念」の根拠を求めるのではなく、むしろその歴史的な変遷について社会問題や近代の「意味」との関連性から意味内容の変化や問題状況の変遷を探求するものである。

またフランスの社会保障の概念史において、近代の社会保障の枠組みとの関連を考える上で、とりわけ「社会連帯」は、社会保障の理念として重要な概念である。そして、「連帯」の概念は後で詳しく見るが、テーマである社会的包摂や排除における概念史を捉える上で、国家や社会と個人との相互関係を考えるモデルがあった。それを P. Rosanvallon は、3つの要素から示している (P. Rosanvallon 1980 = 2006 : 12)。

そのモデルとは、「契約」「市場」「保険」である。モデルのうち「契約」とは、政治的対面から生じるもので、「市場」とは、人々を経済的なかたちで結びつける見えざる手として機能するもの、「保険」は、連帯の一種の見えざる手として作用する (P. Rosanvallon 1980 = 2006 : 12)。

P. Rosanvallon は、「排除」を社会問題の新しい出現ととらえたが、「連帯」は、フランスの社会保障の根幹となっている概念である。「連帯」は、フランスの国家と社会関係の原型として捉えられているのである。P. Rosanvallon は、「社会保障」の根拠を保険システムの基礎として、「リスク」(疾病、失業、退職、障害など)に対処するものと結びつけている (P. Rosanvallon 1980 = 2006 : 11)。この意味では、「連帯」の概念は、社会と個人との関係を非常に理解されやすいものになっている。

特に「連帯」や「参入」概念との関係が深い「保険」は、社会契約の代替物である。つまり保険も社会契約と同様に、人々をまとめ上げて保護するという効果を生み出す (P. Rosanvallon 1980 = 2006 : 13) というように、連帯とは、リスクの共有や社会保険の導入に労働者を管理する目的に貢献したものである。

したがって社会保障は、理念やモデルが示すメッセージとして機能した概念として表現される。その具体的なものが実際の政策につながるものになっているが、それらは近代社会の基本理念と密接な関連をもっている。

2. 社会問題と時代区分

本稿の主題は近代社会そのものの概念史としてとらえてはいないが、フランスの社会保障の学説における社会と個人との相互関係を考える思想史として、この基盤的な思想を抜きには歴史的な変遷を示すことができないであろう。ここでは、紙幅の関係もあり、概念史の起点を「社会問題」とおいて、社会的包摂と排除の系譜をたどる。そのため社会的包摂が持っている「社会問題」への何らかのコミットについての学説の変遷を基底として通時的にとらえるものである (J. Donzelot 1996 : 49 - 50)。

例えば社会問題は、フランスで 19 世紀末では、「社会が抱える機能不全」(P. Rosanvallon 1980 = 2006 : 1) を意味したが、1970 年代末では「リスク」から逃れられるとするユートピア幻想が蔓延し、先程のモデルの保険などの存在理由が薄れかけた時代であり、逆に 1980 年代は、「失業と新たな形態の貧困」(P. Rosanvallon 1980 = 2006 : 1) によって、「排除」という新たな現象である「新たな社会問題」が出現した。社会問題と包摂と排除との関連は、社会問題への対応が時代に適合しないことであり、1990 年代初頭以来には、「たえず制度を圧迫してきた悩ましき財政問題や機能不全を越えて、連帯を組織するための原理や社会権の概念そのものが再検討されるようになる。いまや問題は哲学的次元にある」(P. Rosanvallon 1980 = 2006 : 2) と指摘している。

つまり本稿における概念史は、社会的包摂と排除を中心に捉えた社会保障の概念史をたどることにある。特にフランスの社会保障概念の系譜は、M. C. Blais が示した、「La solidarité Histoire d' une idée」(M. C. Blais 2007) において、「連帯の概念史」を示したが、それは 19 世紀の概念史であり、そのつづきは、Bhalla & Lapeyre の『グローバル化と社会的排除』(「概念の小史」)⁽³⁾を参考にしながら区分構成する。

概念史との関連性が深い「思想史」⁽⁴⁾で言うと、例えば、Daval, R. は「社会思想史」を文芸思潮、哲学思想史、宗教思想史、政治思想史、経済思想史の系譜を「12 世紀から 16 世紀(ルネッサンスから 16 世紀の宗教戦争)」「理性の時代 (Descartes からガリカニズムまで)」「経験的理性と人間社会 (Montesquieu から権利宣言)」「自我と社会体系」「自我の自由と市民」という展開である (Daval, R.1953 = 1954 : 5 - 7)。

さて時代区分における社会的包摂と排除という概念は、社会保障概念史が一貫して貧困を示すのではなく、社会施策や社会保障が持つ多義的な意味の複雑な重層

化を創出する。特にヨーロッパ各国やEUの社会政策で、1990年代以降「社会的排除」は最も頻繁に参照される概念となってきた。特にフランスの文脈に絞って、「社会的包摂」という概念の歴史的系譜をたどり、現代フランスの用法に見られる特徴を明らかにすることを目的とする。

特に社会的包摂は区分構成上で1つの線上に異なる系譜として連綿とつながっているものではない。ただ漫然と概念史があるわけではなく、複線上でつながっている。例えば、貧困だけで言うと、都留は、貧困を系譜としてフランスにおける戦後30年間について『栄光の30年』とし、そこでの「貧困とは特殊な人々の、残余的な状況」とみなされていた区分としている。次に1974年「貧困の発見」へと区分が移る。そして「新しい貧困」、最後の区分は、1990年代以降を「排除」の時代としている（都留2000）。

以上区分としては、フランスの近代前史から19世紀以降において発生した「社会問題」⁽⁵⁾の新たな理解を軸にして、社会的包摂や社会的排除概念がどのように問われていったかという系譜をたどるものである。そして以下の各節の概念史の展開は、「慈善」、「友愛」、「連帯」、「参入」で時代区分したものである。

3. 社会保障前史としての「慈善」概念

貧困は、この時代社会問題ではない。中世は、近代への転換時期で社会保障概念の端緒である「慈善」から「包摂」へと変遷する過程の理念（概念）のたどり方にあるだろう。M. C. Blaisの「概念の小史」でも射程にはない。

後節の「友愛」「連帯」「参入」に比較して、「慈善」と社会的包摂との関連は、慈善行為と犯罪者の監禁や取り締まりという福祉国家の体制の秩序の二重性に見出されるだろう。

とりわけフランス革命以前で、中世と呼ばれる時期における貧困へのアプローチには、理念が中心にあるのではない。むしろ宗教的な慈善活動にあるもので、具体的な対策が「監禁」であったように乞食や浮浪者を取り締まることに国家の対策がおかれた。貧困者への社会政策の社会保障概念史の埒外にあるものであるという根底には、国家が人間を処罰し、取り締まることにその機能があるのではなく、近代的な福祉制度の原則的な必要性こそが概念史の俎上に載るべきであるというものである。しかし、中世の慈善という理念が、社会的包摂や排除の区分との関連性を問うならば、包摂や排除が概念として

持っているものとの関連を指摘しなければならないだろう。

それは、中世における貧困者への対応では、教会の実施する福祉活動の一般的規則が定められ、「居宅福祉」が普及した一方で、救済施設や病院が整備されたことである。基本的には教会の奉仕活動であり、このような福祉制度が特徴であった。やがて次の段階では、「領主の活動や、同業組合による行動も加わってくるようになり、前者は行政福祉として、後者はフランス社会特有の共済組合（Mutualité）による相互援助組織として、近代国家成立後の『社会保障』（Securité Sociale）の特徴となって発展する」（飯原1998：5）。

社会的包摂概念を検討するうえで、萌芽的であっても革命前史の「包摂」研究は射程外であって、社会保障の概念は、近代国家以降を指し示すものである。系譜について貧困だけを1つの線上において変遷のなかに単純におくと、「乞食」と「浮浪者」には、「慈善」と「監禁」という対応になり、それは社会保障ではなく、宗教的慈善と国家の治安維持にあった。

この時期の概念は「慈善」であるが、それは社会的包摂の基本がこの中世から近代への時代でも存在する説がある。しかし、近代福祉行政を先導するものではなく、「社会的包摂」のように、そこから福祉制度を規範化するものではないことが指摘された（飯原1998：6）。つまり、中世の慈善（Charité）との両立性を認められているが、公私の福祉制度の「原則的関連について何等の体系論を示すに至っていない点」が指摘された（飯原1998：6）。

以上、そのためにフランスの社会保障は、革命前の特徴として、アンシャン・レジームの時代から起点として扱われるが、その中心は「生活共同体」である。相互扶助組織などの共同体が第一次的な生活保障の場を提供していた。また何といても慈善組織が中心であり、絶対王制期から徐々に強まった公的な救貧政策であった。17世紀から国家による福祉行政や民間福祉活動が組織的に行われるように展開するが、被救済者の人権は認められなかった。特に18世紀の基本思想が「友愛」（philanthrop）、「連帯」（solidarité）の基底に自由を置くという発想が「自由な市民権」の確立にあるというのは、フランス革命の時期になってからである。

4. フランス革命期の「友愛」概念

20世紀のフランス社会保障の特徴は、概念史のなかで「慈善」から「友愛」への展開として見るとフランス

革命期の思想に核心があるだろう。旧体制の下で宗教的慈善の対象、もしくは公権力による監禁・処罰の対象とされてきた貧民（物乞い、浮浪者など）も、「友愛」の理念の下に、権利を担う主体（「人民」）の一人として包摂される。（田中 2005：2）

そして、ほとんどの社会保障の原理の根幹がこの時期に生まれたと言って過言ではない（P. Rosanvallon 1980 = 2006：137）。問題は、P. Rosanvallon が言うように「こうした原理をいかにして制度化するのか、これは大問題である」（P. Rosanvallon 1980 = 2006：137）に尽きるだろう。そしてフランス革命期には「生存の権利」や「扶助の権利」が宣言されたが、これらが「社会権」として承認されるには一世紀以上の期間を要した。

また改めて見るとフランス革命期を契機に使用された概念だけでも現代社会に通じる夥しいキーワードにあふれている。それらは例えば、人間、個人、市民、権利、社会問題、労働、連帯、扶助などのように社会と国家が社会保障への道筋をつなぐ概念の再生ということでもあった。

特に「権利」という側面だけで言うと、La Rochefoucauld-Liancourt は、1790 年に国民議会議に設置された「物乞い根絶委員会」の中で、「すべての人間は生計にたいする権利を持つ。貧困は、人間の諸権利にたいする侵害である」という宣言を行った。（田中 2005：2）

また、基本的に Montesquieu の「法の精神」（Esprit des droits）は、「国家は全市民に対して安全な生活、食物、適当な衣服、そして健康を害わない生活をあたえなければならない」と権利を認めた。このような福祉を受ける権利の確認と自立できない市民に対して「社会が負債を負う」という思想は、1793 年の「人権宣言」（Déclaration des droits）に影響を与えた。また、1791 年の「公的扶助」（Secours publics）にもつながった（飯原 1998：6）。

「福祉を受ける権利」の確認と、自立できない市民に対して「社会が負債を負う」という思想は、1793 年の「人権宣言」（Déclaration des droits）にあらわされた。また、1791 年のフランス憲法第 1 編基本条項には、「公的扶助」（Secours publics）が権利として明記された。そして 1793 年憲法第 21 条では、就労機会の保障と公的扶助が国家の「神聖な債務（dette sacrée）」とされた。このように、1793 年から 94 年にかけて一連の法令（Ordonance, décrets）が制定され、近代国家における「在宅扶助」などの「被救済請求権」（droits au secours）が確立した。1789 年を起点として、行政が教

会を圧倒して、中央集権主義による救済行政の一環としてフランスの福祉・保健の体系が発足した（飯原 1998：7）。つまり 1893 年から 1913 年までに顕著に「社会扶助」（aide sociale）が実施されるが、それは高齢者、廃疾者、貧困者などを対象とする市町村の公的救済が各法に制定された。

貧困という概念への視点は、革命の使命によれば「慈善」から「福祉を受ける権利」という権利への転換である。「権利の主体化」が概念史では重要であるが、「概念の小史」では、19 世紀初頭時の「社会問題」も出現していない。したがってフランス革命時の概念史を社会的包摂の関連性として見ると、中世の慈善と同様に、「社会」という単位、「市民」という単位の出現が権利義務関係の次元で使用されていることが理解される。

学説との関連では、「友愛」概念として重要な用語は、「市民」と「社会」をめぐる学説である。「友愛」は、「社会問題」との関連では、革命を経た 19 世紀では、1 つは「貧困問題」が「治安問題」として対応されたことであるが、2 つは、特に「個人主義」（Individualisme）の思想が大きな影響を持っていたことである。J. Donzelot は、この時期に問われた問題を「社会の不在（vide social）」と呼んでいる（J. Donzelot 1996：49）。この内実は、個人の孤立化による社会の不在であり、社会の衰退へとつながるとされた。

このことによって、国家による中間団体の否認が行われ、労働者団体の禁止、発展しつつあった「共済組合」（mutuel）も一時的に禁止された。救貧・救済は、「公的扶助」の制度を唯一の生活保障の手段となる。しかし、産業革命の進行、都市労働者の増大、家族扶養機能の弱体化などを背景に、1856 年、「共済組合」が公認され、これはフランス社会保障の核心となるもので、現代に至るまでフランス社会の特徴となっている。

フランスの社会保障の成立をめぐるのは、伝統的な「自由主義」（Liberalisme）を基本としているが、その特徴は「任意保障」（provoyance libre）である。このようなフランス社会保障は、「共済組合」（société de secours mutuels, mutuelité）が小ブルジョワの集合体であり、担い手であった点、強制的社会保険には否定的であった。

このように友愛時代の社会政策の基本は、経済的民主主義の原理に基づいて、国家の権力を極力排して、私的集团的、私的自治的自助の制度としての「共済組合制度」（mutuelités）だった。

「友愛」と「連帯」概念との大きな差異は、連帯概念

の多様性である。特に第二帝政後期には、医学や生物学の影響下で1984年前後のロマン主義的「友愛」に代わる「科学的」な概念として「連帯」が用いられた(田中2006:178)。

5. フランスの「連帯」概念

社会問題への関連は、すでに貧困を対象とする社会保障の理念対象の変化によって理解ができる。「社会問題」との関連を基盤にした概念史として、フランスでの「連帯」(solidarité)の概念をみると、社会のなかの個人や市民として「包摂」された問題を「権利と義務」に一定の解決を与えるものとして提起されたものである。そして、本節のテーマとしての「連帯」は、フランスにおいて19世紀末から20世紀初頭において、急進共和派に近い思想家・実践家(その代表者は「社会学」を体系化したEmile Durkheim、「連帯主義」を唱える急進共和派の政治家Léon Bourgeoisである)に唱えられた「(社会的)連帯(solidarité)」の思想として定着した概念である。(田中2005:3)。

社会問題の「社会」とは、この「連帯」との関連を見ると、社会と個人という対概念に置き換えると「社会の側の責任」がフランスで強調されるのは、連帯の思想を基盤としているからである。また、「連帯」とは、自然権を有する個人同士の契約ではなく、個人と社会の相互の「義務」によって成立する。この思想は、世紀転換期に幅広い勢力に受容され、おもに急進共和派の主導した社会保険立法(労災補償法、労農年金法など)を正当化する役割を果たした(田中2009:26)。

次に、理念(概念)から政策への関連を見てみよう。特にフランスの社会保障の核心は、「任意保障」(provoyance libre)に象徴されるような伝統的な自由主義にあった。ところが1910年「退職年金法」が制定され、老後保障制度についての「拠出原則」が容認された。このような強制的な社会保険は、フランスにとって「国家主義的」(étisme)な制度であって反発があった。ここに至る概念の支柱には、「社会連帯」(solidarité sociale)の理念によって、社会を構成する個人が老後生活の用意(prevoyance)できるようにすることが、個人と社会全体の権利と義務との関係を成立させるという論理であった(飯原1999:9)。フランスでの「拠出制度」における加入原則がここに法律として受け入れられた。まさにLéon Bourgeoisも指摘するように、「連帯」を担う個人が「リスク」への補償を権利として獲

得する代わりに、個別の職能を能動的に充足し、社会全体の進歩に貢献する義務を負うものであった(Léon Bourgeois, 1998:45)。このようにフランス社会での「強制加入」の「強制」という国家介入は、象徴的に1910年法としてフランスの社会保障の発想転換とされている。

また、戦後のフランスの社会保障の骨格は、1945年10月4日「社会保障の組織化」の政令(ordinance)の次に、1946年5月22日「社会保障の一般化」の法律(Loi)が制定されたことによってもたらされた。そのL'ordnance du 4 oct 1945において目指す「組織化」のなかで「農業制度」(mutualité social agricole)の維持と都市社会における「特別制度」(régime speciale)の暫定維持が定められることになり、「統一化」は現実的妥協を図り、問題を後送りする結果となった。このように「Laroque計画」の特徴は、1つは、社会保障制度の民主化、財政的自立性であり、2つは、社会保障の自立性であり、3つは社会保障制度の維持にとって重要な「全国契約」の役割であった(飯原1999:11-12)が、これらの骨格を支える原理は、戦前からの「連帯」概念であるLéon Bourgeoisも指摘したリスク対応であった。

そして次の局面は、「連帯」からの視線変更である。それをP. Rosanvallonは、「連帯への新たな道」と呼んだ(P. Rosanvallon 1980 = 2006:77)。これは、その次の「参入」概念へとつながるものであるが、P. Rosanvallonの主張は、福祉国家への批判に連帯概念がどのように持ちこたえたのかという点にあるだろう。

さらにこれらの背後には、長期失業者、若年失業者、無資格者など、従来の「連帯」の秩序に包摂されない「排除された人々(Exclus)」の顕在化と福祉国家の「正統性」の危機であった(Bhalla & Lapeyre 2004 = 2005:3)。

たとえば、René Lenoirは、『排除された人々』(René Lenoir 1974)で「社会的排除」という言葉を使用し、また、Lionel Stoléruは、『豊かな国における貧困の克服』(Lionel Stoléru1977)で経済的繁栄と福祉国家の成熟の中で、そこに包摂されない「社会的不適応者」が大量に存在することを指摘した(Bhalla & Lapeyre 2004 = 2005:3)。

例えばRené Lenoirは、心身障害者を除く「社会的不適応者」は、フランスの全人口の約10分の1に達すると指摘する。ここで「不適応」とされるのは、遺児、暴力や犯罪に染まる若者、学校教育からの離脱者、アルコール・薬物中毒者、移民など、様々な条件の下で貧困

に陥っている人々である。彼はその原因を、家族・学校・社会保障など、従来個人を「社会化」してきた制度のメカニズムの中に見出している。家族の不安定、画一的な教育制度、過重な負担を強いる社会保障は、一定層を恒常的に「排除」へと陥れる要因となっている (Bhalla & Lapeyre 2004 = 2005 : 3. René Lenoir, 1974 : 24)。

1970年代後半には、ソーシャル・ワーカーの専門化・拡充が図られ、社会的不適応者を「統合 (intégration)」するための様々な施策が進められたが、80年代には「新しい貧困 (nouvelle pauvreté)」「不安定 (précarité)」を主題とした数多くの報告書や研究書が現れ、その一部は実際の立法に影響を与えた (例えば1988年の社会参入最低所得の導入)。1987年にJ. Wrésinskiが社会経済評議会に提出した著名な報告書では、経済的貧困の背景にある社会的紐帯の弱体化—学校教育の機能不全、職業訓練の不在、職業的不安定、住居の悪化、家族の不安定などが詳細に検討され、それらが人間の「基本的権利」の侵害であると主張された (田中 2005 : 5)。

6. 「参入」という概念

「参入」という言葉自体は、極めて論争を巻き起こす概念でもあり、現実的にフランスでもこの用語が「さまざまな形で理解され、さまざまなイニシアチブをしているといえる」(Barbier&Théret2004 = 2006 : 97)。

とりわけこの概念について、Barbier&Théretは、「ソーシャルワークの伝統と社会参入の革新的なイニシアチブとを根本的に修正した」と3つの要素を指摘する。3つの要素とは、1の要素が「新しい貧困」について、「脆弱性 precarité」と呼ばれた1980年代の貧困、第2の要素は、失業および労働市場の選別性の拡大、第3の要素は、長期および超長期の失業である (Barbier&Théret 2004 = 2006 : 97)。このことが雇用への問題である社会参入の限界が指摘された。

そのために「社会的包摂」と「参入」(insertion)は、「参入と連帯」との関連がフランスの基本的な理念として極めて明快に検討されるのに対して、フランスの社会保障制度のなかでの政策的なものではなく、社会参加に近い概念である。このため、排除とは対立した概念である。この意味でフランスでは「排除に対峙するもの」として社会福祉政策の特徴ともなっている (S.Paugam 1993 : 23-26)。

P. Rosanvallonは、参入について「今日こうした『社会参入 (l'insertion)』の概念は、あらかじめ定義さ

れたものではなく、なお大いに開かれたものとなっている。それは何らかの活動を正確に定める法的形態や、経済的に限定されたある雇用の類型を特徴づけるものではなく、むしろ社会的かつ実験的な実践の総体を指すものである」としている (P. Rosanvallon 1995 = 2006 : 173)。

社会的排除は、フランスの戦後では福祉国家が達成されたが、「社会的統合は、経済成長、賃金を主な収入源とする社会の発展、完全雇用に近い状態、労働者の生活状態の改善によって実現した」が、そこから排除されている人々の存在を1970年代から「豊かな社会の新しい貧困」として確認される時代になっていた。

この場合社会的に「排除された人びと」とは、「精神障がい者または身体障がい者、自殺願望を持つ人びと、高齢者や病人、麻薬乱用者、非行に走る者、社会に溶け込めない者」(Bhalla & Lapeyre 2004 = 2005 : 3)であった。この時期、社会的排除はまだ「限定された意味しか持たず、社会的な受容の範囲も限られていた」(ibid2004 = 2005 : 3)が、この人びとたちの社会への「参入」(insertion)政策として1974年の翌年「障害者基本法」が成立した。

すなわち「参入」とは、排除された人々への「社会的なつながり」という根本問題や、成員間の連帯を確保するために社会がいかなる手段を有しているという根本問題を提起している」(ibid2004 = 2005 : 5)。つまり社会の側の責任が問われているのは、フランスが「連帯思想」を基盤にしているからである。

このように「参入」は、「排除」と対概念である。「社会的参入、職業的参入、若者や障害者の社会参入」というコンテキストで語られる参入という概念は、排除という概念に対峙する。すなわち参入は『排除に対する戦い』であり、さまざまな方向でフランスの社会福祉政策を特徴づけている (松村祥子・出雲祐二・藤森宮子 2005 : 103)。

そして社会的排除と参入概念は、1980年代からフランスの社会学者によって発展していく (Bhalla & Lapeyre 2004 = 2005 : 6)。フランスの共和主義的な思想によれば「社会的排除」は、「社会的な資格喪失 <social disqualification>」の過程、あるいは社会と個人との関係を崩壊させる「社会的脱落 <social disaffiliation>」の過程を指している。したがって「社会的排除の観念は、社会関係の織物の崩壊とそれに続く集団的価値の喪失と関連するリスクを強調した。このよう

な概念史は、1990年代の主流のパラダイムとなった国民の連帯と社会的排除のメカニズムに関するグローバルな議論の基礎になっている」(ibid2004 = 2005 : 6)。

1988年にはその代表である「社会参入最低所得(RMI)」が導入され、その他に特別連帯手当(ASS)、参入手当(AI)などが導入された。国家による公的扶助の財源として、保険拠出に代替する租税化(fiscalisation)が進められている。この法律の第1条では、「生活上の困難を抱える人の社会的、職業的参入は国民の責務である」と規定され、この手当を受給できる者は、一定の所得以下で共同体が提示する「参入計画」に基づいた「参入契約」を結んだ者である。

またP. Rosanvallonは、社会参入最低所得が個々の条件によって異なる意味内容を持つことから、「厳密な意味での法ではない」と批判している。彼によれば、「参入」を実現するためには給付と就労義務とをより緊密に結びつける必要があるという(P. Rosanvallon 1995 = 2006 : 169)。

特にフランスでの「排除と参入」についての基本的構図は、EUにおいては「社会的排除」と「社会的包摂」の対概念へと変化していく。EUのなかでのフランスの役割は、このような社会的排除の闘い帰結として、フランスの「反排除法」(1998年6月29日)が示している理念である。

以上、「参入」についての概念史を見てきたが、この法律制定の意義は、すなわち反排除法第1条で「排除に対する闘いは、すべての人間の平等な尊厳の尊重に基礎を置く国民的な義務である。(中略)。この法律は、すべての人に基本的権利への効果的なアクセスを国のいたるところで保障することを目的とする」(第1条)と言及している点であろう(Bhalla & Lapeyre2004 = 2005 : 7)。この法律は、総合的で多層的な政策の枠組みの必要性と、新しいパートナーシップを通じてすべての関連する行為主体を動員することの必要性を強調していた(ibid2004 = 2005 : 7)。これは、また従来の社会保障制度では対処できない人々に対して、緊急的人道援助と基本的な権利の保障を示している。それは、例えば「基本的権利へのアクセスの保障」「排除の予防」「社会的緊急性への対応」「排除に対する全般的取り組み」の4つのテーマから47の提案がなされ、社会政策の多くの領域で「参入」を促進していくことが計画されている(松村祥子・出雲祐二・藤森宮子 2005 : 105)。

代わりに

フランス社会保障の理念を支える概念における社会的包摂と排除との関連をテーマにした概念史の問題は、たとえばこの主体となっている「社会的排除」概念そのものの「曖昧さ、正確さや共通の一致した定義を欠いているという点」(Bhalla & Lapeyre 2004 = 2005:10)である。

最後にフランスにおける「社会的排除」に対するいくつかの学説的な批判を概観しながら、「代わりに」代えるものである。

批判の中心部分は大きく2つある。1つは、中村が5点(「剥脱の過程」「多次元性」「現象欠落の危険性」「特殊な支援策」「ソーシャル・ワーク活動の限定性」)を整理している。ここでは、本稿との関連である次の2点の「剥脱の過程」「多次元性」に限定的な指摘を見る。それは、例えばR. Castelの指摘する「主流社会から隔てられた特定の社会空間または人間集団を指し示すのには適しているのかもしれないが、剥脱の過程を表現することはできない」(R. Castel 1995 : 19. 中村 2007 : 54) ことなどに類似する指摘と、「内と外」という次元の問題で「経緯も因果関係も異なるケースを十羽一からげに排除という枠組みで括れる」(中村 2007 : 55) のかという指摘である。

またさらに、3点目の「社会問題」を「排除」という視角から論じる場合に生じる「実際に起きている現象の拡がりを見落とす危険性」である問題で、「周辺に関わる問題ではなく、中心部だとみなされてきた階層にまで波及する問題となっている」(中村 2007:56) こともある。

2つは、排除批判自体ではないが、別の見解(=概念)との関連性である。この点は、R. Castelの「脱一加入 desaffiliation」とS. Paugamの「降格 disqualification」などのオルタナティブの存在である(中村 2007 : 57)。しかし、これについては、本稿では扱わない。

したがって、批判の核心は、3点目の「社会問題」を「排除」という視角からだけ捉えることによって、現実の社会問題を捉える力を喪失する可能性があることである。この批判は、やはり痛烈で、この点を乗り越えることが課題となっている(中村 2007 : 56)。この批判は、論者によって具体的な何を社会現象の中から取り出しているのかにかかっていることである。本稿も概念史を社会問題との関連で通時的にたどったが、この点では「排除」の使用価値の問題をさらに複雑にしているといえるだろう。

(注)

- (1) 「概念史」は、時代区分のなかの言葉（概念）の変遷を「精神史」や「観念史」として関連づけたものとして捉えられる。また Daval, R. も指摘するように、思想史との異同は、概念史が福祉国家を中心に支えてきた理念の内容を示すものであって、一方で思想史の「政治、経済、宗教、科学、哲学、歴史、文化」(Daval, R.1953 = 1954 : 5 - 7, 今村 1993 : 11) であるような広がりはない。

また、本稿では、M. C. Claude Blais (2007), Bhalla & Lapeyre (2004), 田中拓道 (2005) を底本にして概念史を構想した。

- (2) Marie-Claude Blais (2007), *La solidarite:Histoire d' une idee*, Paris, Gallimard., 310-334.
- (3) キーワードである「概念」は、社会保障にだけ有効であるということではない。概念史という発想は、ドイツだけではなく。思想や文化を項目にした用語の辞典、それを「観念史」(History of Ideas) というが、「観念史辞典」(1973年) (Dictionary of the History of Ideas) は、刊行されたが日本では「西洋思想大辞典4巻」である。
- (4) 社会保障の概念史は、例えば『ドイツ福祉国家思想史』(木村 2000) を参考にすると、その基軸は、大きくは3部構成である。基本主題はフランスの P. Rosanvallon が指摘するように、近代国家から福祉国家が保護者国家になり、その課題の1つが社会保障を「何のために何をすべきか」という国家政策論の最も基本的な課題となっている。
- (5) 社会保障における「社会」は、社会保障の本質とフランスの独自性との関係において、社会を構成する個人の問題を解決する場合に、特に市野川の論文(市野川 2009 : 74 - 75) が参考となるだろう。ここでは、社会的 (social) という形容詞について、「『国家』、『市場』、『(市民) 社会』等の名詞 = 実体にとらわれたまま、それらのどれかに○を付けたり、×を付けたりする発想から抜け出さるべきか、ということである。『社会的』という形容詞 = 理念によって下支えしながら、それら各々のあるべき姿を同時に考えるべきなのである。つまりは、形容詞によって名詞を生み出し、構想し、編成しなおすということである」(市野川 2009 : 75) としている。

また、P. Rosanvallon の「社会」との関連を軸とした概念史では、「保険社会の衰退」「国民の再創造」「連帯への新たな道」「受動的福祉国家の限界」「労働への権利」「社会への参入」「社会的なものの個人化」と進展している (P. Rosanvallon 1980 = 2006)。本稿では、社会をキー

ワードにして概念史を再構成する。

(文献)

- Jean-claude Barbier&Bruno Th ret (2004) :Le nouveau syst me fran ais de protection sociale;La D couverte. (=2006 中原隆幸・宇仁宏幸・神田悦他訳「フランスの社会保障システム」ナカニシヤ出版)
- Ajit S. Bhalla & Frederic Lapeyre (2004) :Poverty and Exclusion in a Global World, 2nd edition, Palgrave Macmillan, Basingstoke/New York. (= 2005 福原宏幸・中村健吾監訳『グローバル化と社会的排除』昭和堂)
- Leon Bourgeois (1902) *Solidarite*,Paris Librairie armand colin.
- Marie-Claude Blais (2007) *La solidarite:Histoire d' une idee*, Paris, Gallimard.
- Robert Castel (1995) *Les m taphores de la question social. Une chronique du salariat*, Fayard.
- Jacques Donzelot (1996) *L' invention du social :essai sur le declin des passions politique*, Paris, Seuil.
- 深井英喜 (2008) 「書評と紹介 (福原宏幸編著書『社会的排除・包摂と社会政策』)」大原社会問題研究所雑誌 NO,601
- 飯原久弥 (1999) 「フランス社会保障の特徴の考察」『いわき明星大学人文学部紀要』, 5-29 頁.
- 今村仁司 (1994) 『近代性の構造』講談社.
- 市野川容孝 (2009) 「形容詞からの思考——社会は社会的ではない」社会思想史研究 No.33.
- 木村周市朗 (2000) 『ドイツ福祉国家思想史』未来社.
- Ren  Lenoir (1974) *Les exclus : un Fran ais sur dix*, Paris, Seuil.
- 松村祥子・出雲祐二・藤森宮子 (2005) 「社会福祉に関する日仏用語の研究 (2)」放送大学研究第 23 号.97-107 頁.
- 中村健吾 (2007) 「第 2 章 社会理論からみた『排除』——フランスにおける議論を中心に」福原宏幸編著書『社会的排除・包摂と社会政策』法律文化社.40-73.
- Serge Paugam (1993) *La soci t  fran aise et ses pauvres. L'  xperience du RMI*, PUF.
- Serge Paugam dir (1996) *L' exclusion : l'  tat des savoirs*, Paris, Editions la D couverte.
- Daval, Roger (1953) :*Histoire des idees en France*, Coll<Que sais-je ? >n0.593. (= 1954 串田孫一・中村雄二郎共訳『フランス社会思想史』白水社)
- Pierre Rosanvallon, *La nouvelle question sociale:repenser L' Etat-providence*, Paris, Seuil,1995. (= 2006 北垣徹訳『連帯の新たな哲学』勁草書房).

Lionel Stoléru (1977) *Vaincre la pauvreté dans les peys riches*, Paris, Flammarion.

田中拓道 (2005) 『第 111 回社会政策学会分科会「社会的包摂の系譜と展開」フランスにおける社会的包摂論の系譜 (2005/10/ 8)』

田中拓道 (2006) 『貧困と共和国—社会的連帯の誕生—』人文書院.

田中拓道 (2009) 「自由・人格・連帯」『社会思想史研究 No.33 2009』藤原書店.

都留民子 (2000) 『フランスの貧困と社会保護』法律文化社.

